

## 配置する技術者等の雇用関係を証明する書類について

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、監理技術者等の雇用関係の確認書類については以下のとおりとしますのでご注意ください。

### 雇用関係を証明する書類

下記のいずれかの書類をご提出ください。

①	監理技術者資格証の写し
②	住民税特別徴収税額通知書の写し
③	雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し
④	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
⑤	所属会社の雇用証明書（様式任意）の写し※
⑥	その他上記に準ずる資料※

※「⑤所属会社の雇用証明書（様式任意）の写し」をご提出いただく場合は以下の内容が記載されていること。また、「⑥その他上記に準ずる資料」で証明しようとするときには、以下の内容が確認できること。

- ・配置する技術者の氏名、生年月日、雇用開始年月日、雇用形態
- ・事業者の住所、商号又は名称、証明者（代表者）氏名
- ・代表者印の押印又は代表者の署名等
- ・証明年月日

●必要項目（技術者氏名、生年月日、資格取得日（雇用開始日）等のわかる部分、雇用形態、事業者の住所、商号又は名称、書類の発行年月日等）以外の項目はマスキング（黒塗り）した上でご提出ください。